

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）

改正後	改正前
<p>(劣後特約付社債)</p> <p>第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質の<u>全て</u>を有するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(劣後特約付金銭消費貸借)</p> <p>第三条 法第二条第三項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質の<u>全て</u>を有するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(信託受益権等)</p> <p>第二十五条 法第二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得優先出資等のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当するもの</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法</p>	<p>(劣後特約付社債)</p> <p>第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質の<u>すべて</u>を有するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(劣後特約付金銭消費貸借)</p> <p>第三条 法第二条第三項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質の<u>すべて</u>を有するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(信託受益権等)</p> <p>第二十五条 法第二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 取得優先出資等のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当するもの</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法</p>

律第五号) 第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。)として定める資産流動化計画(同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下この号及び次号において同じ。)に従い発行される優先出資(同条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ〜ハ (略)

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ〜ハ (略)

(金融機能強化業務に係る借入金及び預金保険機構債の発行の限度額)

第三十三条 法第四十四条第三項に規定する政令で定める金額は、十五兆円とする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項)

律第五号) 第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。)として定める資産流動化計画(同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下この号及び次号において同じ。)に従い発行される優先出資(同条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ〜ハ (略)

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ〜ハ (略)

(金融機能強化業務に係る借入金及び預金保険機構債の発行の限度額)

第三十三条 法第四十四条第三項に規定する政令で定める金額は、十二兆円とする。

附 則

第十四条 法附則第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

二 財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

(新設)

第十五条 法附則第二十六条第三項の規定により法第五条第一項第十号の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項）

(新設)

第十六条 法附則第二十七条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲

げる事項

イ 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

ロ 財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第十七条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例）

第十八条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（新設）

（新設）

(金融組織再編成を行わない新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項)

第十九条 法附則第二十八条第一項第四号に規定する政令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項)

第二十条 法附則第二十八条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
 - イ 剰余金の処分の方針
 - ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(法附則第二十九条第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項)

(新設)

(新設)

第二十一条 法附則第二十九条第一項第五号に規定する政令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（新設）